▼458▲

千原弁護士の 法律Q&A

特商法のエキスパート

法人会員向けの連鎖販売、注意点は？

質問

当社は、健康食品を中心に連鎖販売を行っています。これまで個人会員だけが対象でしたが、会員からの要望に応えて、法人登録も認める方針です。全体的にどんな注意点があるか教えてください。

（ネットワークビジネス会社社長）

回答

1．まず特定商取引法における連鎖販売取引の主要な規制の対象となるのは、「無店舗個人」であり、法人は対象となりません。

法人会員については、①概要書面や契約書面の交付義務②クーリング・オフ制度③中途解約制度――の適用はなく、その点、企業側にはとても有利です。

もっとも、契約内容を説明（あるいは効力を主張）するために、①の法定書面を交付することは適切だと思います。ただ、法人には、クーリング・オフや中途解約の適用がないことを注記しないと、法律ではなく、契約上の効力として、これらを主張されるリスクがあります。

概要書面等には「クーリング・オフや、中途解約による返品（90日返品制度）については無店舗・個人のみが対象で、法人は適用外」という旨を明記されるべきだと思います。（※登録した法人が消費生活センターに相談しても、特商法保護の対象にならないため、センターの介入等もないと思います。ただ、この場合、あくまで「法的に登記された」法人であり、青色申告をしている個人等は、普通に保護を受けます）

事前に規約を設けることが大事

2．次に、事実上の問題として、法人の代表者の死亡や変更に関する手当が必要となります。

たとえば、中心的に活動していた法人Aの代表取締役Bが死亡し、これまで全く活動がなかったBの妻Cが代表者になったとします。その場合も、法人自体は存続するため、会社は法人Aに対して報酬の支払いの継続が必要になります。

報酬の支払いを止めるには、除名の手続きが必要になりますが、当然に認められるものではなく訴訟まで必要になるケースもあります（また必ずしも勝訴できません）。

代表者の変更のケースで言うと、法人Aの代表取締役をBからCに変更し、Bは個人として、他のNB会社に登録し、会社が禁止する二重の活動を免れるようなこともありました。

そこで、法人登録を認める場合、代表取締役の死亡等、代表者が変更する場合の規約を設けること（死亡や変更の場合は会社の許諾がないと地位を喪失する等）は、実務上大事です。

3．最後に外国人登録の問題があります。

外国人を個人会員として登録する場合の入管法上の規制順守は当然です。ただ、外国人が代表者（株式会社であれば代表取締役）となり経営している日本法人を法人会員として登録する場合も、入管法の規制が及びます。

外国人が経営している日本法人を法人会員として登録できるのは、当該外国人が一定の在留資格等を有している場合に限定されます。

また、外国人経営者が有している在留資格の種類によっては、現場での商品や役務の販売活動等を外国人経営者自らが行うことはできず、入管法上の規制を順守するという条件付きでの法人登録となります。

また、法人の登記された事業目的に連鎖販売取引関連が含まれていることも必要です。

4．以上から、法人の入会を認めるに当たって、法人の登記簿謄本を取得し、その内容を確認（申告通りか、外国人が代表者になっていないか、事業目的に連鎖販売取引関連が含まれているか）することは必須です。

法人登記簿謄本は、オンライン利用でわずかな手数料で取得できますので、会社側で取得しても良いと思います。

プロフィール

1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第二東京弁護士会所属。現在、約170社（うちネットワークビジネス企業約90社）の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法などの一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」（中央経済社）などがある。